

令和 8 年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、令和 8 年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

- ・ 東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて 1 つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- ・ 道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、2 兆1,895億円となり、前年度に比べて 1,978億円の増となりました。

（単位：億円）

区 分		令和8年度	令和7年度	増減額
基準財政収入額 A		63,626	58,113	5,512
	道府県分	31,164	28,076	3,088
	大都市分	32,462	30,037	2,425
基準財政需要額 B		41,731	38,196	3,534
	道府県分	23,318	21,564	1,754
	大都市分	18,413	16,632	1,781
財源超過額 A－B		21,895	19,917	1,978
	道府県分	7,846	6,512	1,334
	大都市分	14,049	13,405	644

注）令和 7 年度は、当初算定結果の数値です。

各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

<算定結果に対する東京都の考え方>

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような主張があります。

- 1 「財源超過額」は、「国のものさし」で計測した、実態なき交付税算定の結果に過ぎず、意図的に作り出されたものです。

- 2 大都市である東京都の財政需要額は、様々な分野で過少に算定されています。

このことから、「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません。

（詳細は別紙参照）

<問合せ先>

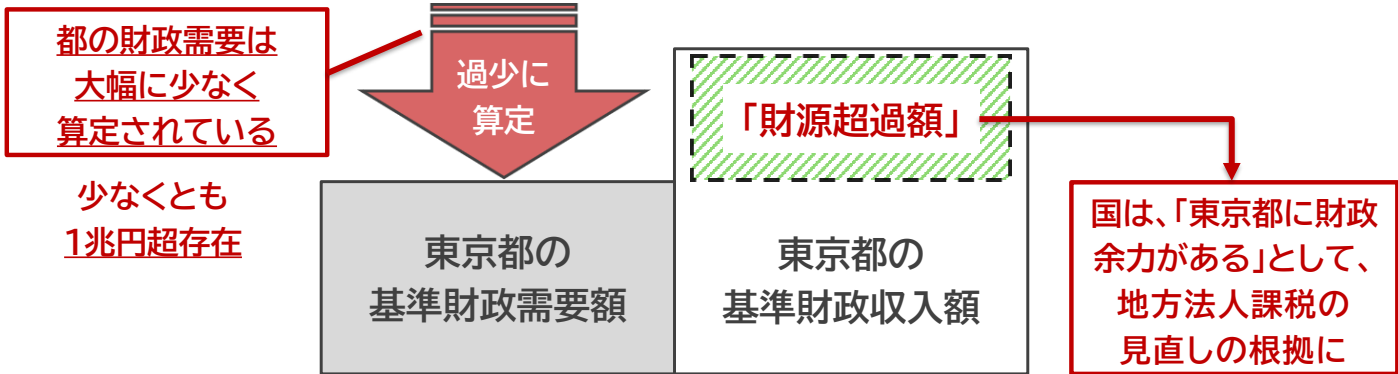
財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

1

普通交付税算定上の「財源超過額」は意図的に作り出されている

- 交付税制度上、国が一定の基準で算定した「基準財政収入額」が「基準財政需要額」を上回った場合、その差額が「財源超過額」とされます。
- 「財源超過額」は、「国のものさし」で計測した、実態なき交付税算定の結果に過ぎません。

国の主張する東京都の状況（交付税算定結果）



(2/10)

【事例①】 昼間流入人口等に伴う財政需要は大幅に少ない人口に基づいて算定されている

- 都の基準財政需要額は、実際の人口で計算した場合よりも、大幅に少ない人口に基づいて算定されています。

■ 基準財政需要額の計算式

基準財政需要額は、標準団体をベースとした全国一律の単価で以下の計算式で算定

単価
(全国一律)

 ×

人口・職員数など

 ×

人口に応じた
割増率

 =

基準財政需要額

■ 「人口に応じた割増率」は、都の実際の人口よりも大幅に低く抑えられている

	都の実際の人口	交付税算定上の人口	人口の乖離
昼間流入人口	304 万人	72 万人	232 万人減
特別区人口	973 万人	273 万人	700 万人減

(R2国政調査人口)

その結果… 約1兆6,839億円

約4,700億円 減(3割減)

約1兆2,126億円

都の実際の人口で計算した算定額

交付税上の算定額

都の財政需要が大幅に少なく算定されている

【事例②】都の警察業務の財政需要は過少に見積もられている

- 都は、**大都市・東京における自治体警察業務**に加え、国会や官邸等の重要施設の安全の確保や要人警護など、**首都警察業務**を遂行しています。
- 国家の中核機能や経済活動の基盤の維持にも大きく貢献する業務であるにも関わらず、**交付税算定上、それらの需要額は十分に反映されていません。**

■交付税算定上の基準財政需要額（R8交付税算定ベース）

$$\begin{array}{lcl} \text{基準財政需要額} & = & \text{自治体警察業務分} \\ \text{約4,801億円} & & \text{(警察費)} \quad \text{約3,967億円} + \text{首都警察の特殊性を} \\ & & \text{加味した経費増} \quad \text{約834億円} \\ & & \text{(地域振興費における加算)} \end{array}$$

首都・大都市分の警察業務の財政需要額は7割減、約1,700億円も小さく見積もられている

■実際の警察費（R8予算のうち一般財源）

$$\begin{array}{lcl} \text{予算額(一般財源)} & = & \text{自治体警察業務分} \\ \text{約6,456億円} & & \text{(交付税算定と同額で試算)} \quad \text{約3,967億円} + \text{首都、大都市である} \\ & & \text{東京特有の警察業務分} \quad \text{約2,489億円} \\ & & \text{(左記計数の差額)} \end{array}$$

【事例③】消防活動の経費も交付税算定への反映は不十分

- 東京は、膨大な**昼間流入人口等**に起因し、消防・救急の出動回数が多いことや**高層ビル群や複雑な地下街が広範に存在**することなど、都市構造が複雑と言えます。
- 総務省では、交付税算定上、都市化に伴う影響を反映済みと主張していますが、「割増し」の度合い（＝補正係数）は、スケールメリットが働くとの前提で、大きく抑制されています。
- こうした機械的な抑制の結果、**東京の都市構造の複雑さに伴う経費が十分に反映されていません。**

■交付税算定上の基準財政需要額（R8交付税算定ベース）

$$\begin{array}{lcl} \text{基準財政需要額} & = & \text{23区人口} \times \text{単位費用} \times \text{補正係数} \\ \text{約1,497億円} & & \text{約995万人} \times \text{13,000円} \times \text{1.157} \left[\begin{array}{l} \text{段階補正} \\ \text{0.692} \\ \text{スケールメリット} \\ \text{による費用減} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{普通態容補正} \\ \text{1.684} \\ \text{都市化に伴う} \\ \text{費用増} \end{array} + \begin{array}{l} \text{密度補正} \\ \text{▲0.008} \\ \text{人口密度の大きさ} \\ \text{に伴う費用減} \end{array} \right] \\ & & \text{人口1人当たりの算定額} \quad \text{約15,041円} \end{array}$$

■実際の消防費（R8予算のうち一般財源）

$$\begin{array}{lcl} \text{予算額(一般財源)} & \text{▶} & \text{人口1人当たりの所要額は、約23,631円} \\ \text{約2,352億円} & & \end{array}$$

消防費の財政需要額は4割減、約850億円が交付税算定に未反映

【事例④】教員・職員等の給与関係費(警察・消防を除く)の交付税算定への反映が不十分

- 教員や職員等の給与関係費については、地域の特性や人材確保への対応などを踏まえ、人事委員会勧告により、適切に反映されています。人件費の増加分は、交付税上も見込まれているものの**十分ではありません**。

■交付税算定上の基準財政需要額（R8交付税算定ベース）

小学校費における 給与関係費需要額	=	測定単位 (教職員数)	×	本費目における 給与のみの 単位費用	×	各種補正係数 (普通態容、寒冷、 経常態容、…)
+						
地域振興費における 給与関係費需要額	=	測定単位 (人口)	×	本費目における 給与のみの 単位費用	×	各種補正係数 (段階、普通態容、 密度補正、…)
+						
こども子育て費における 給与関係費需要額	=	測定単位 (18歳以下人口)	×	本費目における 給与のみの 単位費用	×	各種補正係数 (段階、普通態容、 密度、…)
+						
⋮						

**基準財政需要額
約10,240億円**

人件費の財政需要額は
4割減、約6,500億が
交付税算定に未反映

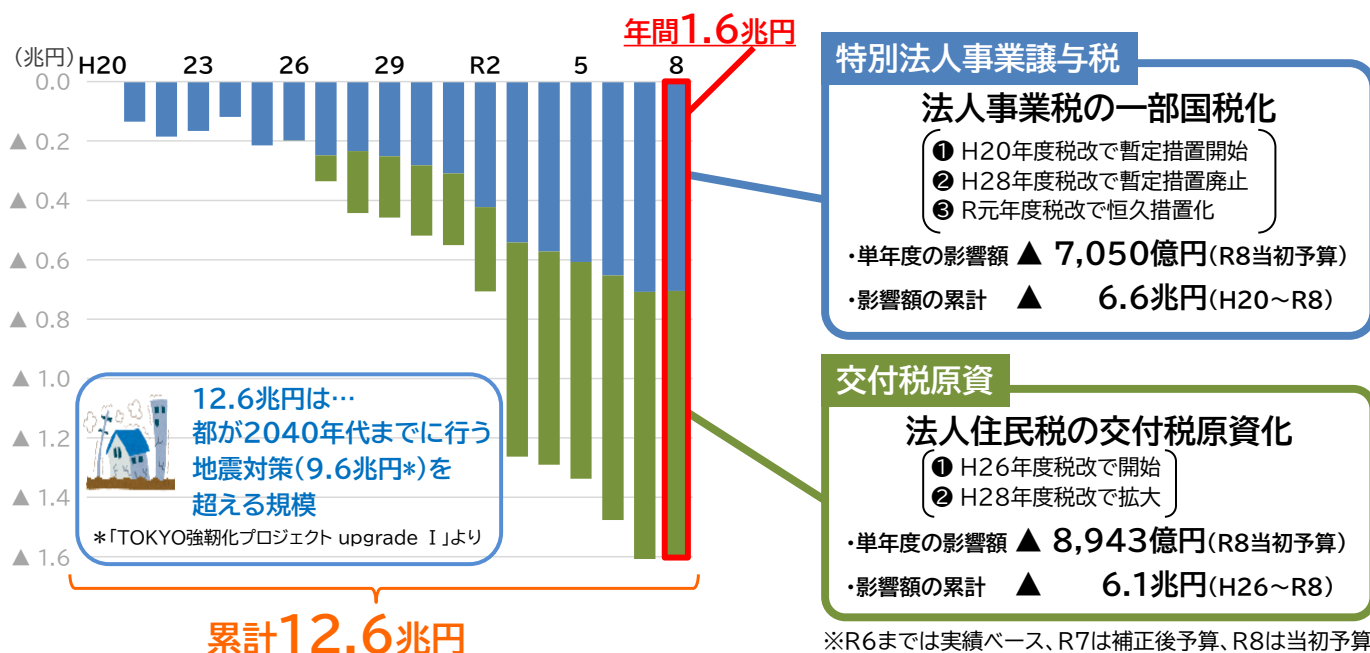
■実際の人件費（R8予算のうち一般財源）

予算額(警察・消防を除く) 約16,713億円

地方交付税制度に対する東京都の考え方

2 国による都に対する地方税の不合理な措置

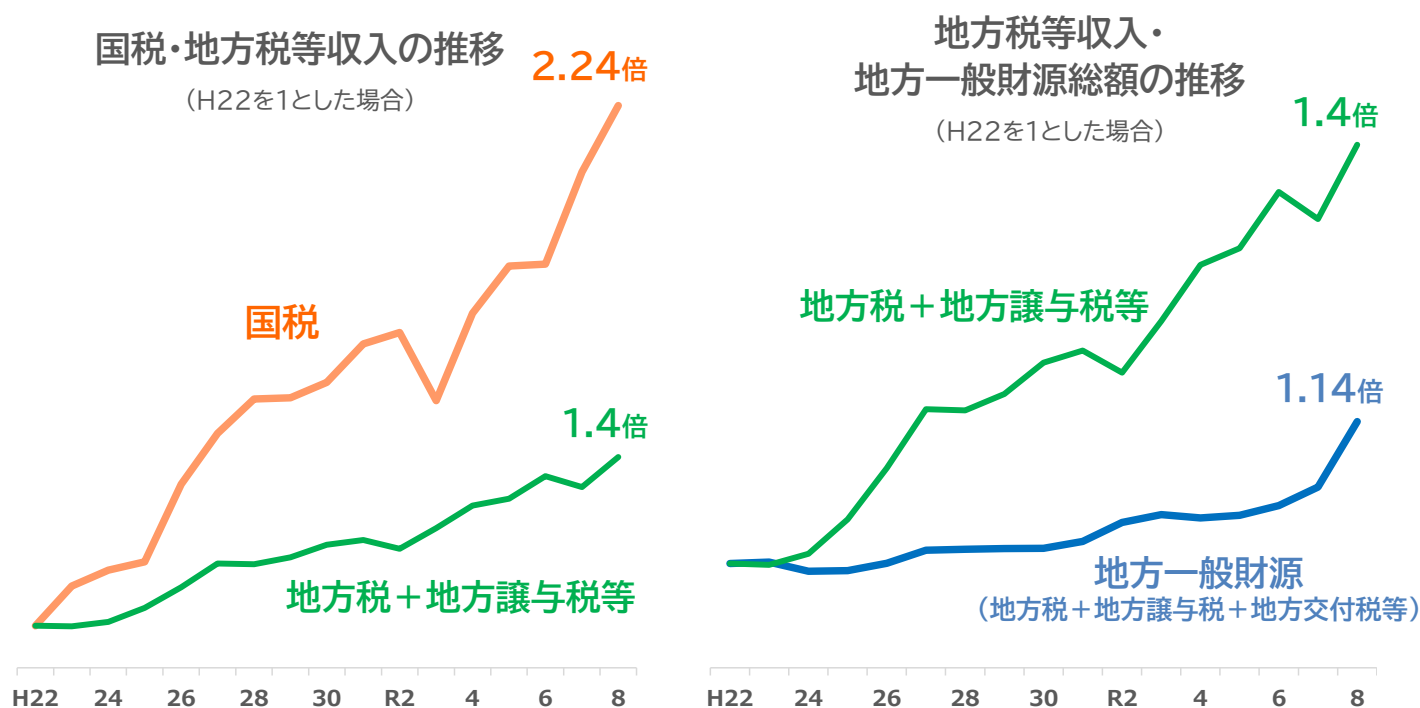
- ・このように**意図的に作り出された「財源超過額」**を根拠として、これまで、地方法人課税の累次の見直しが行われ、特別法人事業譲与税、交付税原資として、**年間1.6兆円**の財源が都から他道府県に配分されています。
- ・さらに、令和8年度与党税制改正大綱において、**東京の財源を狙い撃ちにした更なる地方税制度の見直し**の言及がなされています。



3

国税と地方税に関する現状①

- 一方、地方交付税の原資である国税が増加し、地方税収等が増加しているにもかかわらず、**地方の財源はほとんど増えていません。**



3

国税と地方税に関する現状②

- 道府県別の決算において、平成22年度からの約15年間で**税収は44%増加**したのに対し、地方交付税を含む**一般財源ベースの増加率は8%**に留まっています。

(億円)

	平成22年度(A)			令和6年度(B)			差額(B-A)		
	税収入等	交付税等	合計	税収入等	交付税等	合計	税収入等	交付税等	合計
北海道・東北地方	14,389	25,620	40,009	19,714	19,720	39,434	5,325	▲ 5,900	▲ 575
関東地方	30,588	19,191	49,779	43,763	13,385	57,148	13,175	▲ 5,806	7,369
中部地方	26,229	26,648	52,877	38,490	19,621	58,111	12,261	▲ 7,027	5,234
近畿地方	21,450	19,810	41,260	31,206	15,118	46,324	9,756	▲ 4,692	5,064
中国地方	7,513	11,782	19,295	10,332	9,329	19,661	2,819	▲ 2,453	366
四国地方	3,840	8,031	11,871	5,312	6,706	12,018	1,472	▲ 1,325	147
九州・沖縄地方	12,826	22,882	35,708	19,092	19,078	38,170	6,266	▲ 3,804	2,462
合計	116,835	133,964	250,799	167,909	102,957	270,866	51,074 +44%	▲ 31,007	20,067 +8%

※各年度の地方財政状況調査から算出

※税収入等＝地方税＋地方譲与税－県税交付金等、交付税等＝地方交付税＋臨時財政対策債

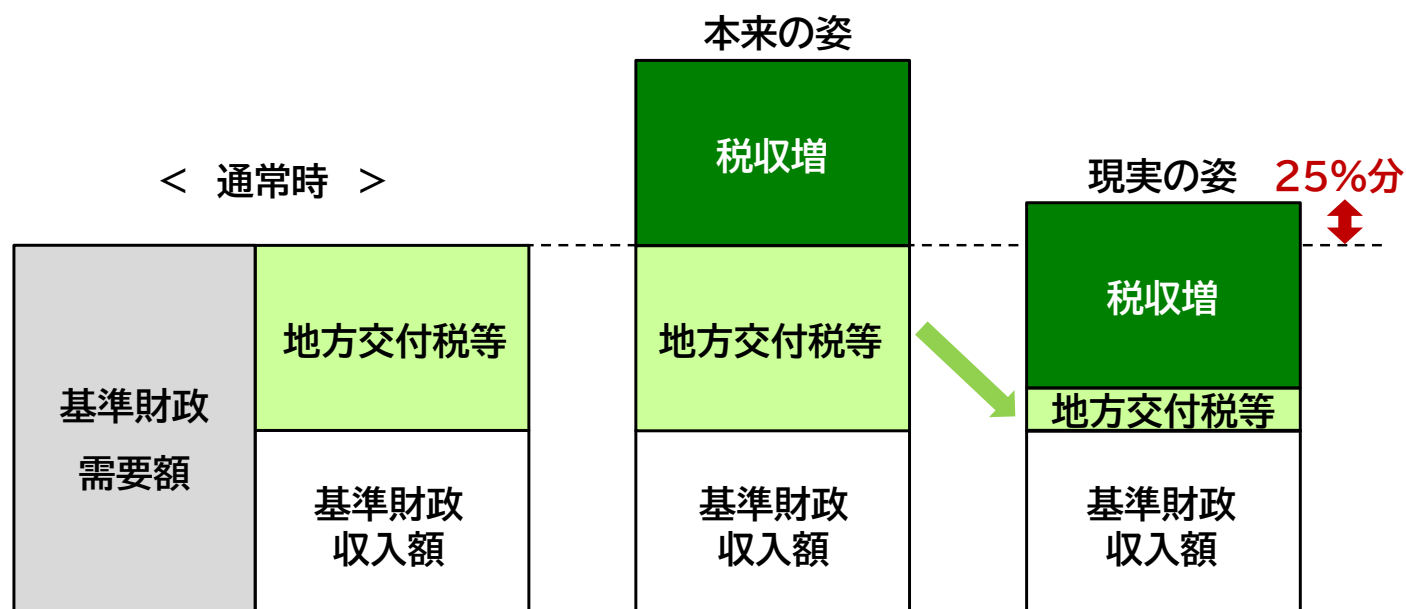
※東京都分と道府県内の市町村分を除く道府県決算額

4

現行の地方交付税制度の問題点

- ・地方の財源が増えない理由として、地方交付税制度の構造的な問題があります。
- ・地方税収の増があっても、**新たな財源**として活用できるのは、**僅か25%分**にとどまり、**残りの75%は交付税額と相殺**される仕組みとなっており、各地方自治体が努力するインセンティブを阻害する制度となっています。

< 税収が増加した場合 >
 ※基準財政需要額が変わらないケース



(10/10)

5

現行の地方交付税制度に対する都の見解

- ・日本全体が持続的な成長を遂げるためには、限られたパイの奪い合いではなく、パイそのものを拡大させ、**東京を含めた地方全体の成長を実現**することが不可欠です。
- ・しかしながら、現行の地方交付税制度は、地方税収が増加しても交付税額が減られる仕組みとなっており、地域の成長に繋がるものとはなっていません。
- ・このような仕組みを抜本的に見直し、**地方の前向きな取組と真の成長を後押しする地方税財政制度へと改めていく必要**があります。
- ・都は今後とも、地方全体、そして日本の真の成長に向け、他の自治体にも共感を広げながら、あらゆる機会を捉えて国に強く働きかけていきます。

